

平成20年度 第1回公共事業評価専門委員会

議 事 録

平成20年7月18日

平成20年度第1回公共事業評価専門委員会議事録

日 時 平成20年 7月18日(金) 13:30~16:00

場 所 ルポールみずほ

出席者

公共事業評価専門委員会委員

委員長	進 藤 利 文	(財)秋田経済研修所 専務理事・所長
委員	片 野 登	秋田県立大学生物資源科学部 教授
委員	佐 藤 悟	秋田工業高等専門学校 准教授
委員	高 橋 真由美	公募委員
委員	立 川 史 郎	岩手大学農学部 教授
委員	館 岡 美果子	農家民宿「果夢園」経営
委員	長谷川 キクノ	秋田県美容生活衛生同業組合 副理事長
委員	端 憲 二	秋田県立大学生物資源科学部 教授
委員	松 橋 雅 子	M's 設計室主宰

(委員長を除き五十音順)

秋田県

【農林水産部】

川原農林水産部次長、村上農地整備課長、沓沢森林整備課長 他

【建設交通部】

中山建設交通部長、神居建設交通部参事、山田建設交通政策課長、  
村木都市計画課長、小嶋道路課長、小野建設交通政策課政策監、  
小林河川砂防課流域防災監 他

内 容

【1.開会】

【2.建設交通部長あいさつ】

【3.委員長選任及び委員長職務代理者の指名】

【4.委員長あいさつ】

以上 略

司 会 本日の委員会は、16時終了を目途に進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。ここからの進行は、進藤委員長をお願いいたしますが、議事録作成のため委員の皆様方には、ご発言の際にマイクをお使いいただきたいと存じます。

進藤委員長 それでは、次第に従いまして、会議を進めます。最初に「公共事業箇所評価に関する制度説明」を行います。このことについて事務局の説明を求めます。

事務局 公共事業の箇所評価の概要と昨年度からの変更点につきまして、お配りしております参考資料により説明いたします。

評価制度全体における位置づけについてですが、厳しい財政状況や地方分権を背景に施策・事業の適切な選択がより重要となっておりまして、本県では施策評価制度を平成10年度に導入しまして、14年度からは同制度を条例化した上で、県政運営の基本システムとして運用しております。

県の評価結果を審議する委員会として、秋田県政策評価委員会がございますが、専門性の高い公共事業と試験研究開発を目的とする事業につきましては、それぞれ公共事業評価専門委員会、研究評価専門委員会で調査・審議しております。これらの全体体系図は、同じ資料の5頁に体系図として示しておりますので、後ほどご参照いただければと存じます。次に2番の公共事業箇所評価の対象についてです。新規箇所、継続箇所、終了箇所の3つがございますが、いずれの箇所も災害復旧、維持修繕にかかるものは、対象外としております。(1)の新規箇所評価は、県が新たに実施しようとする公共事業で、総事業費1億円以上の事業箇所が対象となっております。(2)の継続箇所評価は、県が継続して実施している公共事業で、国庫補助事業並びに5億円以上の県単独事業が対象となっております。実施年度は原則としまして、国庫補助事業の所管省庁が定める再評価の実施年度を基本としております。その他総事業費を3割以上増加させる必要が生じた年度、社会経済情勢等の急激な変化により見直しが生じた年度については、継続箇所評価を原則的なサイクルによらずに評価の対象とすることとなります。また、継続箇所評価実施後3年目に、今年度から評価基準点の確認を行い委員会へ報告することとしております。その基準点が前回の評価から5点以上増減があった場合は、原則的なサイクルによらずこれもまた、評価の対象として諮問させていただくこととなります。

次に(3)の終了箇所評価です。県が実施した公共事業のうち、総事業費が10億円以上のものが対象。終了した日から2年経過した日の属する年度が実施年度になります。

次に3の委員会の概要については、既に委員の皆様にご説明しております内容ですので、続いて3頁の4の評価の実施方法等についてです。実施方法の概要を別添資料3として7頁にフロー図を添付しております。先ほどご説明しました新規箇所評価、継続箇所評価、終了箇所評価いずれもが県の評価を行った後、当委員会における調査・審議を経まして、当該事業の対応方針に反映、あ

るいは同種事業へ反映する仕組みになっております。なお、新規箇所評価につきましては、後ほど建設交通部からの説明の中で再度ふれさせていただきます。

4頁の5の昨年度からの制度改正点についてです。昨年度の委員会でもご説明しておりますが、20年度から継続箇所評価の制度を改めております。19年度までは国の評価制度を基本とした5年サイクルの再評価、県独自の3年サイクルの継続評価を併用してありまして、多くの事業に2年ないし3年間隔で評価を行ってきております。結果として19年度は全体評価件数88件のうち、継続箇所評価が46件、18年度においては、全体件数109件のうち継続箇所評価が76件となっております。よりポイントを絞った効果的な評価を行う必要があるという認識から、先程ご説明したような評価対象ということにしております。

改めて改正内容をおさらいしますと、継続箇所評価を5年サイクルを基本とした従前の再評価に一本化することで、対象案件の絞り込みをポイントとして絞り、評価サイクルの間隔を延ばしたことを補完するために、評価後3年目に評価基準点の確認を行うことにしました。この点数の確認は、評価調書の一部であります点数表によって行いますが、それが前回評価と5点以上増減しますと、この委員会に諮問するというので、ポイントを絞りつつ効率的な制度運営をねらったというものです。

進藤委員長 ただいまの公共事業箇所評価に関する制度説明を中心にしまして、資料1に基づきまして丁寧に説明がございましたが、何か質問ありませんか。また、後で何かあれば質問されても結構です。それでは無いようですので、これについてはご理解とご了承をいただいたものといたしまして、次に入りたいと思います。

本委員会に諮問があった事項についての審議に入ります。諮問のあった事項について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 お手元に7月14日付けの文書の写しを配付しておりますが、この文書のとおり、7月14日付けで知事から当委員会に諮問がなされております。諮問案件は15件で農林水産部所管の継続箇所6件、建設交通部所管の新規箇所9件となっております。

新規箇所評価実施後3年目にあたり、評価基準点の確認を行ったものは、農林水産部所管事業の9件です。このうち前回の箇所評価から点数の増減が5点以上となった箇所はありません。

この評価基準点の確認状況につきましては、お配りしております資料に、様式7-1、点数確認一覧があります。それぞれの箇所についての個票が前回分、今回分と添付されていますのでご参照ください。

進藤委員長 それでは、諮問のありました15件の事業について、調査・審議を行います。はじめに農林水産部の所管事業について実施状況を説明していただき、その後、質疑、意見交換を行います。

休憩を挟みまして、建設交通部の所管事業について、県で実施した新規箇所

選定会議の結果を説明していただいた後、農林水産部と同様の手順で進行いたします。時間の都合上、県からの説明箇所は、農林水産部が6件のうち3件、建設交通部が9件のうち5件、合計15件のうち8件の説明とし、残りの時間を可能な限り質疑に充てる時間として、確保したいと思います。これらの説明箇所の抽出について、事務局から説明をお願いします。

事務局 公共事業評価専門委員会における審議は、委員会の時間的制約がございますので、諮問箇所のうち説明の必要性が高いと思われる箇所を抽出した上で説明を行います。その後全諮問箇所について質疑を行います。

説明箇所の抽出における基本的な考え方としましては、同一事業に偏ることのないよう、事業メニューのバランスに配慮することとし、同一メニューに複数の諮問箇所がある場合は、総事業費の高い箇所を抽出することとしております。

なお、県の対応方針を中止として諮問する場合などは、こういった基本的な考え方によらず、評価結果を諮問することとしておりますが、今回は該当がありません。

進藤委員長 それでは、会議の進行方針については、皆様よろしいでしょうか。よろしければ早速、農林水産部の所管事業についての審議に入ります。農地整備課、森林整備課の順に諮問箇所の説明をお願いします。

農地整備課 農地整備課所管の経営体育成基盤整備事業については、このたび3地区を諮問しておりますが、3箇所のうち平鹿高野地区が最も大きい事業費ですので、平鹿高野地区を選んで説明させていただきます。

平鹿高野地区については、インデックス農 - 継 - 3の頁をお開きください。本地区の事業概要ですが、平成15年度から平成22年度までの8カ年、201haのほ場整備を行う事業です。

事業の立案にいたる経緯ですが、昭和35年から昭和38年に積寒事業としまして、10a区画に整備されておりますが、当該地域は泥炭のため地下水位が高く、また農道の幅員が狭く用排水路は土水路のため、営農や維持管理に苦労してきました。売れる米づくり、戦略作物の産地づくり及び担い手の確保・育成も緊急の課題となっております。このため、ほ場整備を導入しまして、大区画化や農地の汎用化、農地の利用集積、なおかつ意欲ある担い手の育成や、低コストで付加価値の高い水田農業の確立を目指すものです。

事業目的としましては、生産基盤の整備、作業効率の改善を図ることです。汎用農地を創出し、効率的な農業生産を行うこと、賃借、作業の受委託を進めまして、16人の担い手に農地を集積することで、効率的、安定的な営農を目指すものです。

事業費は34億8,200万円という計画で立てておりましたが、労務費、資材費が若干下がっておりまして、1億7,600万円の減となっております。事業の進捗

状況は、区画形状を整備する工事は、平成19年度にほぼ完了しております。暗渠排水工事は平成19年度までに122ha程度実施しており、今年度60ha程度実施する予定で、21年度には約20ha弱、最終年度である平成22年度には換地処分を行い完了する予定です。

事業推進上の課題ですが、当該地区は平鹿平野の下流部に位置してしまっていて、用水の確保に難儀しておりました。このために用水管理が合理化される本事業が待ち望まれていたという状況です。関連する計画ですが、「食料・農業・農村基本計画」、「あきた21総合計画」、「県米政策マスタープラン」等々ございますが、本事業の目的である農地の利用集積の加速化、担い手の確保・育成、というような項目が重点施策として、位置づけられております。

情勢の変化及び長期継続の理由ですが、昨今の公共事業の抑制により、予算的に厳しいものがありますが、本事業は中核事業として位置づけられておりまして、「選択と集中」ということで、効率的かつ効果的に実施しております。

必要性であります。ほ場整備事業は、あきた21総合計画で施策の柱の中核事業と位置づけられております。新たな経営体、経営所得安定対策への対応、経営体育成のために、ほ場整備が必要と考えております。緊急性は、複合作物の生産拡大のために農地の汎用化はどうしても必要であり、地域農家の要請に応えるためにも早期の完了を考えたいと思います。有効性は、現在、担い手16名の集積率は30%弱となっておりますが、昨年度までで面整備、区画形状の整備を完了しておりますので、今後増えてきまして、計画の最終目標である44.5%は十分達成可能であると考えております。効率性ですが、事業の費用便益比は1.16となっており、1をクリアしております。コスト縮減ですが、泥炭地ということもありまして、作土がなかったわけですが、建設残土、建設工事で余った土をここに入れて、十分に活用しております。熟度は、この事業は関係農家の同意を経て着手しております。着手後は、地元農家、横手市役所、平鹿町土地改良区一体となって取り組んでおりまして、事業推進体制は良好であると考えております。

以上、本地区の評価点の合計は81点で、ランク となっております。総合評価といたしましては、事業完了に向けて本地区を継続することが、妥当であると考えております。以上でございます。

森林整備課 それでは森林整備課関係を説明したいと思っております。森林整備課関係では、継続評価箇所につきましては、地すべり防止事業が2箇所、林道が1路線の3箇所ですが、地すべり防止事業につきましては、事業規模の大きい狼沢について説明したいと思っております。調書の農-継-5をお願いします。地すべり防止事業の狼沢地区についてです。本事業は、人家や道路などを地すべり災害から保全するために、地すべり防止区域内においての対策向上を実施しようとするものです。位置関係を説明したいと思っておりますので、2枚めくっていただきまして、緑色の図面がありますのでお開き下さい。防止区域は、東成瀬村を流れる一級河川の成瀬川の右岸に位置しておりまして、岩手県との県境に接します。赤く

囲まれた197haです。この下流には手倉集落などの人家120戸、更には国道342号が通過しております。

事業期間は平成4年度の着手から平成25年度までの22年間で、ずい道工や、集水井工などの防止工事を実施するものであります。これに要する事業費としましては、約45億円ほど計画しておりますが、これは平成18年度に継続評価として審査いただいた時と特に変わっておりません。事業実施の背景としては、平成3年度に多数の亀裂や土塊の押し出しが確認され、その後の調査で斜面長で1,200m、幅で600mほどの大規模な地すべりブロックが確認され、下流の人家や国道を保全するために防止工事に着手したものです。

事業内容と進捗状況につきましては、工事平面図で概略を説明したいと思います。この工事平面図は、地すべり活動が一番顕著なブロックの平面図ですが、既に完了した防止工事は緑色、これからやるものは赤色で着色しております。これまでは、図面の中央にあります、ずい道工756mや、ボーリング暗渠併設の集水井工21基などを実施しております、主に地すべりを誘引する地下水の排除に努めてまいりました。その結果、地下水位が低下し、年間移動量も当初は40cmほどの移動量が確認されておりましたが、昨年度には12cmまで減少しております。当面は移動量12cmをゼロに向けまして、更なる地下水排除のための集水井工など追加施行することとしております。その後常時の停止状態を確認した後は、杭打工等の抑止工に着手し、更なる安定化を図る予定です。

次に自己評価に移りたいと思います。当該地は、地すべり活動が現に発生していることや、下流に人家、国道があることなどから、必要性、緊急性は高いものと判断しています。また、費用便益比が2.17であるとともに、工事の実施にあたりまして、対策工事の効果判定を的確に行い、より効果的な対策工の配置を行って、コスト縮減に努めており、効率性を有するものと考えております。更には熟度につまして、工事の進捗は遅れているものの、地元の東成瀬村から早期の安定のための事業の継続が強く要望されております。これらを総合した評価点は82点となり、事業継続は妥当なものと考えております。なお、防止区域の全景や、冠頭部の亀裂、地下水排除工の状況写真等を後の方に付けておりますので、ご覧いただければ幸いです。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

続きまして、もう一箇所ありますので、引き続き説明させていただきます。林道事業の前沢線についてです。インデックス農 - 継 - 6をお願いします。林道事業ですが、木材価格の低迷や林業従事者の減少など、森林林業を取り巻く情勢は非常に厳しさを増しておりますが、森林の有する様々な機能、とりわけ温暖化防止対策に対する二酸化炭素の吸収源としての期待が年々高まりを見せております。このような期待に応え、健全な森林を育成するためには、どうしても森林施業の基盤施設である林道は、ぜひとも必要なものと考えております。

この林道はどこにあるのか説明したいと思います。本線は旧協和町の前沢集落を起点としまして、林道峰吉川線にいたる約8.5kmの林道で、この地域にお

ける間伐などの森林整備や木材の搬出などを目的としております。

事業の概要ですが、本事業は平成15年度から平成24年度までの10年間で幅員4m、延長8,540mの林道を開設するものであり、その総事業費は12億8千万円となっております。事業立案の背景、目的ですが、本地域には軽車道などの小さな道路があるのみで、利用区域の森林整備、特に本地域の63%はスギ人工林で占められておりますが、この間伐が進まずスギ人工林を中心とした森林の質的劣化による森林機能の低下が危惧されている状況です。このため林内路網の骨格となる林道を開設し、機械化による効率的な森林施業や労働環境の改善を図りながら、木材生産を含めた森林整備を推進していくものであります。

事業費は計画時と同額であります。進捗率が事業規模の17%と遅れております。これは当初、起点、終点の両方から工事を進める計画でしたが、起点側の農地の使用承諾が得られず、終点側からのみの工事となったことで遅れたものです。今年の春に農地の所有者の理解を得、承諾も得られたことから今後は両方から工事を進めまして、進捗の遅れを挽回してまいりたいと思っております。

次に自己評価についてです。必要性については、既存の道路のみでは森林整備が進まず、このままでは木材の搬出も不可能となり、間伐材も林地に放置せざるを得ないことから、必要性は具備しているものと判断しております。緊急性、有効性については、温暖化防止が叫ばれている中で、利用区域の多くのスギ人工林が間伐等を必要とする林齢であることから、早急な林道整備が必要であり、また林道の開設により間伐材を含めた木材の供給が低コストでなされるものと考えております。効率性については、費用便益比が1.5であり、森林の整備や木材の搬出のみならず、森林機能の向上により地域住民への貢献も出来るものと考えております。このようなことから、評価点総合では81点となりまして、事業は継続すべきものと思っております。よろしくご審議願います。以上です。

進藤委員長 ありがとうございます。ただ今、3件について説明がありました。分かり易い説明だったと思っております。説明箇所に限らず、他の農林水産部関係の諮問箇所も含めて何か委員の皆様からご質問、ご意見を伺いたいと思います。時間的にも予定どおり進んでおりますので、どんどん意見を出していただきたいと思っております。では、片野委員お願いします。

片野委員 農 - 継 - 5 の狼沢の事業に関して質問ですが、ここは今回の地震とかなり近い場所にあると思っておりますが、地震による影響と伺いますか、地震によって今後の規模の変更等の影響はありませんでしたか。

森林整備課 県境でしたから、地震の震源地とは大分近いですが、しかし、継続調査をしておりますので分かりますが、今回の地震によりまして特別に変動が顕著になったということはありません。参考のためですが、栗駒山の秋田県側は地質的に第



3期層で、岩手、宮城県側に行きますと、第4期層となって地質的には大分こうが新しい年代に形成されたものと思います。また、ここの基盤は泥岩になっております。むこうは栗駒山の東側になりますので、火山物等の影響もあったのかなと思っています。今の地震で特別動いたとか、どこかが落ちてきたとかということは、この狼沢に関して観測されておりません。念のためですが、年間12cm動いています。2月は一時止まりますが、今の時期でも例年と同じ形では、移動量の観測はされていると思います。

進藤委員長 ありがとうございます。他に、佐藤委員お願いいたします。

佐藤委員 B / Cの件でおたずねしたいのですが、説明いただいた3件でそれぞれB / Cに配点を行っており、これを拝見しますと最初は1.0以上で満点の5点、次では2.0以上が10点、3件目になりますと1.45以上で10点です。また今回、効率性の中に位置づけられた便益比は全て満点に近いような配点になっておりまして、基本的に評価内容は色々事情があるところですが、B / Cの配点にもある程度共通性を持たせるべきと思いますが、その辺はどうでしょうか。

農地整備課 ほ場整備の方ですが、国の方から示された効果を算定する項目というものが決められておりまして、例えば労力節減効果、生産性の向上効果などがありまして、その数字ではじいております。

ほ場整備をやることにより色々な経営体もできていますし、社会的貢献度も非常に高いわけですが、そういうようなものは一切効果としてカウントされていない状況にあります。効果の算定に関しましては、国庫補助でございますので、国から示されたマニュアルに沿って行っています。

森林整備課 まるで同じ答えになりますが、うちの方も林野庁から示された、同じ事業でも一方は地すべり防止、片や林道事業、その中で組み込む項目は若干違っております。あくまでも国の指針に従って算定した結果だということなのです。

佐藤委員 点数の配点の方法ですが、日本語的な表現で十分に配慮している、配慮している、配慮が不十分であるという、あいまいな表現は如何にして点数に配分するかが非常に難しい問題です。具体的に何を以て十分、不十分とするか、その辺の統一的な考えのような、指針のようなものはあるのでしょうか。

農地整備課 ほ場整備の条件を申し上げますと、今回、農 - 継 - 1、2、3とありまして、それぞれ系流川、大浦沼、平鹿高野とあります。系流川と平鹿高野に関しましては配慮していますが、大浦沼に関しては10点、十分に配慮しています。これは近くにアカヒレタビラやメダカ類があり、そのような魚類に特別配慮した工事をしておりますので、十分に配慮しているとしたものであります。普通の地区ですと、工事時の濁水の防止や、沈砂池を設けて濁水を外に出さないように

してやっておりますので、配慮しているというように書いてあります。

進藤委員 他に、松橋さんお願いします。

松橋委員 北秋田市の松橋と申します。農 - 継 - 6 の前沢線ですが、事業期間が平成15年から平成24年の10年間ということで、その内容を見て、事業進捗上の課題というところに、土地所有者の承諾が得られず終点側のみ工事を進めてきたという内容が書かれていて、最後の方にいきますと計画通りの完成を目指して実施するとあります。進捗状況からすると全体計画の17%であり、この数値を見て残り4年で可能なのか、建築をやっている人間として、とても心配になります。

実際にこれだけ原油が高くなって、コストが上がり、土木業者さんは本当に厳しい状況で、今一生懸命やっておられるのを見ています。そういったことで増減のところには出てきておりませんが、今後これが急速に工事を進めるとなれば、よほどここに精力を傾けて行かなければならないと思います。果たして残りの4年間でこれが可能なのかという不安がありますが、いかがでしょうか。

森林整備課 当初は起点と終点の両方から工事を進めるとしていましたが、起点の一部となっている農地について、なかなか承諾がとれなくて、起点側の工事ができませんでした。終点側からやってきたものですから、単純に進捗が半分以下になります。しかし、今年の春に農地の所有者の了解を得ました。そうしますと両方からやれますので、今までの進捗の倍以上はできていこうと思います。

確かに平成24年度までというのは期間的に難しい、財政的にも今までの倍投資しなければなりません。今までは4千万から5千万の投資ですが、それを倍にして1億の投資とした場合、県費のほか市町村からの負担金もありますので、その辺は市町村とも連絡を取り合って財政面を調整し、工事を両方からやってなんとか挽回していきたいと考えています。平成24年度までなんとか完成して早く供用開始し、早く森林整備に着手したいという考えです。どうしても遅れた場合には、林道ですから完成しなくても、完成部分だけでも供用して森林整備に着手していきたいと、最終目的は森林整備ですので、そこだけは遅れないように頑張っていきたいと思います。

松橋委員 十分県の方々のお気持ちも分かります。地元自治体の協力も得られる形でやっていられると思いますが、地元自治体もそれぞれ経済的に厳しい状況です。今まで掛からなかった分、突然負担が多くなったりすると、逆に自治体の方が厳しい状況になるのかもしれないので、県の方々のそういったご指導の中で、目標を達成できるようにしていただければと思います。

森林整備課 委員のご意見は肝に銘じて頑張っていりますのでよろしくお願いいたします。

進藤委員長 この事業に関連した質問ですが、国庫補助事業では国と県が半分ぐらいなの  
でしょうが、この場合、市町村の負担金というのは、どのような比率で出てく  
るのでしょうか。

森林整備課 林道の場合、県営と市町村営と2本あります。この事業の場合は県営で国費  
が半分です。県費が25%、残り25%を市町村から負担金としていただいております。

進藤委員長 他に、立川さんお願いします。

立川委員 同じ林道事業のことについてです。林道事業は林業の活性化のために重要な  
基盤整備事業だと認識しておりますが、林業の生産性の向上ですとか、低コス  
ト化というのは、林道の整備だけではなく、作業の機械化、あるいは林道から  
分岐する作業道の整備が重要になってくるかと思えます。そういう観点からお  
聞きしたいのですが、当該地域の場合、高性能林業機械の導入はどのような状  
況なのか、林道整備が遅れているのでそういう機械を導入しても稼働率が上が  
らないのか、これから林道整備することによって機械化も進んでいくのか、そ  
の辺の状況をお聞かせ願います。

森林整備課 高性能機械のお話ですが、今秋田県に高性能林業機械というと、約120台ほ  
どあります。大仙市で作業を担うのは森林組合になりますが、大仙市に高性能  
林業機械は約12から13台ぐらい入っております。秋田県全体にいえることでは  
すが、高性能林業機械の稼働率は低めで、この林道を造ることによって新たに高  
性能林業機械を買うというよりは、既存の高性能林業機械の稼働率が上がる  
という形で考えております。

林道、作業道という組み合わせで言われましたが、我々の理想としましては、  
林道、基幹作業道の永久施設で1haでできれば、理想の形ですが25mもってい  
き、残りは一時的な道路である作業道で、25mほどは確保して行って、50mと  
いう数字を確保すれば最も安くといえますか、森林所有者の方の負担を少なく  
して、森林整備が進んでいくのではないかと考えております。残念ながら林道、  
基幹作業道で25mというのは、現実的にはそういう地域はあってもごく僅か  
です。これは秋田県のみでなく全国的な傾向だと思っております。

進藤委員長 他にございませんか。では、片野委員。

片野委員 点数確認一覧表についてお伺いします。ほ場整備のところですが、有効性と  
効率性がありまして、効率性のマイナス点を有効性でカバーしているような印  
象を受けるような点数記載になっていますが、この辺のところを具体的に説明  
していただければと思います。

農地整備課 去年か一昨年あたり、有効性と効率性の配点の見直しがありまして、このようになりました。中身は変わっておりません。

進藤委員長 配分が変わるとそうなりますが、そのような理解でよろしいですか。

事務局 事務局からも補足させていただきますと、当初、配点を各公共事業担当課の方でセットして始めましたが、委員会での意見も踏まえて、毎年ではないですけども、見直しをしております。その時点、時点の点数が出てきていますから、こうした違いが生じております。ここは議論のあるところだと思いますが、トータルのところでは比較をさせていただければと思いますので、ご了解いただければと思います。

進藤委員長 他に、佐藤委員をお願いします。

佐藤委員 今回初めてですので、教えていただきたいのですが、各事業毎の評価内容の観点、必要性、緊急性がそれぞれありまして、その内容が細別に載っております。これは各事業毎に独自に決められるものでしょうか。それともある程度の基準を持って作られた細別、観点なものでしょうか。

農地整備課 立案に至る背景で、ほ場整備の場合ですと、このような状況であったが故に整備したいというものがあまして、今回3箇所審査していただいておりますが、大きな違いはございません。ほ場整備事業の必要性というのは、何処でもそんなに大きな差はないでしょうし、事業目的というの、農地利用集積ですとか、担い手の育成という、そんなに大きな差はないと思います。大方のところは同じですが、その地区の特徴が多少であるという形で書かせていただいております。

進藤委員長 他にございませんか。今審議していることと直接関係ありませんが、ほ場整備について、秋田県の進捗率を地区別に見て、進んでいる地域、遅れている地域はあるものでしょうか。

農地整備課 秋田県の平成19年度末のほ場整備率は72%で、水田の面積が約13万haあります。お手元に出した資料の7頁にあります。秋田県計で72.3%です。121,700haを整備しなければならない田んぼと考えてありまして、現在88,000haぐらいできております。右側をみますと、仙北が62%で県計に比べますと約10%ぐらい差が出ているという状況です。その中でも雄勝管内では87%と非常に進んでおります。

進藤委員長 他に、特になければ少し休憩して14時45分から始めたいと思いますので、ここで一旦休憩します。

～ 休憩 ～

進藤委員長 それでは再開したいと思います。建設交通部の所管事業について審議に入りますが、新規箇所についての諮問でありますので、はじめに、県が実施した新規箇所選定会議の結果について説明していただきます。

建設交通政策課 それでは、建設交通政策課から新規箇所選定会議の結果について全体的な説明をしたいと思います。新規箇所評価ですが、県が新たに実施しようとする公共事業の必要性、緊急性などを評価するものでありまして、翌年度の事業着手について判断するためのものです。1次評価としましては、事業担当課長の評価を行った後に、評価制度全体を所管いたします総合政策課、財政課と共に現地調査を実施いたしております。これらの結果を踏まえまして、総合政策課長が2次評価を実施しまして、更に財政課長の意見を付した上で、その結果を新規箇所の選定会議に提示しております。

資料としては、箇所評価総括表で最初にインデックスを貼っていますが、その4頁後の資料をご覧ください。第1回評価専門委員会審議箇所評価概要一覧、新規箇所評価というA3版の資料です。新規箇所の選定会議は知事、副知事以下で構成されるものでありまして、今年は5月16日に開催されております。本日委員会に諮問させていただきました、新規箇所9件の最終評価結果が右側の方に示してあります。7件が選定、2件が改善して選定となっております。中身はこのように詳しく書いてありますが、評価結果の欄に総合政策課長の2次評価、財政課長の意見がここに記載されております。道路関係では歩行者の安全性、円滑な交通の確保といったものの必要性、砂防関係におきましては、豪雨被害のあった箇所における事業の緊急性などについて触れられております。後ほどご参照下さい。以上よろしく申し上げます。

進藤委員長 ご説明ありがとうございました。何かこのことについてご質問ありますでしょうか。特に無いようですので、それでは、建設交通部の諮問箇所について審議を行います。都市計画課、道路課、河川砂防課の順に説明をお願いします。

都市計画課 都市計画課所管の箇所についてご説明いたします。資料の中の建-新-1をお願いします。都市計画課所管事業につきまして、今回諮問しているのは、この事業1件だけでございます。資料に従ってご説明します。

事業名は、街路交付金事業、路線名は、都市計画道路中央線、箇所は横手市本町です。事業の概要ですが、事業期間は平成21年度から7年間、総事業費は30億円、事業規模は延長が478mです。次に事業の立案に至る背景、目的等についてご説明いたします。3枚目の都市計画道路中央線と書いたカラー頁をご覧ください。上に標準断面図があります。車道が3mの2車線、停車帯が1.5m、歩道が3.5m、こういった道路を新しく造るというものであります。写真につ

いては後ほど説明します。

次頁をご覧ください。この図面は横手市の中心市街地の平面図です。左側が北側、大仙市、大曲方向になります。右側が湯沢市方向になります。紫で着色しておりますのが国道です。国道13号が図面の左側大曲方向から図面右側の湯沢市方向へ走っております。また、同じく国道107号が縦に東西に走っています。茶色で表しているのが、県道御所野安田線です。緑色の線が都市計画道路中央線です。部分的に県道御所野安田線と中央線が重なっている、同じ路線だということです。緑色の中央線につきましては、横手市の中心市街地を南北に縦断する幹線道路で、周辺には学校や公園など公共施設が多数立地しております。中央線はバス路線であり、更に通学路や災害時の緊急輸送路にも指定されております。この中央線の真ん中付近、赤で表示しているところが、今回の事業区間です。この区間を県道御所野安田線のバイパスとして整備しようとするものです。

次頁をお願いします。今回の事業区間の拡大図です。前の図面と同様に左側が大曲方向、右側が湯沢方向になります。この区間の交通量は1日7,700台ありますが、県道には歩道がありません。また、幅員も広いところで7mということで、更に道路が直角に曲がっていることで見通しが悪く、この区間が道路全体の交通のボトルネックとなっているところなのです。交通事故の発生地点を赤い「！」マークで示しておりますが、この区間の交通死傷事故は最近の10力年で14件発生しております、死傷事故率は県平均の2.7倍と高い数値となっています。このため、この区間に両側歩道付きのバイパス道路を整備して、円滑な交通と児童や地域の皆さんの安全、安心を確保しようというものです。今回県が施行する区間に隣接する区間を市の事業として同時着工し、一連の区間の早期整備を図ることとしております。以上が事業の立案に至る背景、目的です。

写真がついている頁をご覧ください。 が交差点で渋滞している状況です。交差点から150mぐらいのところまで車が渋滞しています。 は道路に直角に折れ曲がっているところがありまして、写真ではバスですが、大型車は一時停止して前から対向車が来ないかを確認してから曲がるという状況になっています。 は冬の写真ですが、雪が降るとすれ違いが困難になるという状況です。

1枚目の裏をご覧ください。所管課の1次評価です。効率性のB/Cは1.08という数字です。総合評価としましては、この区間が整備されることにより横手市中心市街地方面へのアクセス性が改善されること、安全な歩行者空間が整備されること、地域から早く整備してほしいとの要望があること、こういったことなどから、必要性、緊急性、有効性、熟度の項目において高い評価点を得ておりまして、事業を実施したいと考えております。説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

道 路 課 道路課所管事業で今回ご審議いただく案件は、新規箇所評価の2件でございます。このうち説明箇所は、建 - 新 - 3の国道107号横手市大沢工区とさせて

いただきます。説明箇所の選定理由は、事業規模が大きくかつ早期の完成を図る必要があるという観点からでございます。

建 - 新 - 3 の 1 枚目をお願いします。事業概要は、国道道路改築事業として、一般国道107号横手市大沢地内におきまして、事業期間が平成21年から平成28までの8年間、事業費21億円、延長1,690m、車道幅員6.5m、片側歩道付きの全幅員で12mの計画としております。国道107号は由利本荘市と岩手県大船渡市を結ぶ幹線道路で、地域間交流・連携を支える物流ルートとして重要な路線です。当該大沢地内は、平成2年と平成17年の交通量を比べますと1.6倍の増加となっております。今後も交通量の増加が予測される箇所であります。

3枚目をお願いします。大沢工区の位置図です。旧雄物川町でして、出羽グリーンロードと終点が交差している状況です。次頁は、現道の状況です。一番上が冬の雪が積もった状況で、このような大型交通が交差もできないような状況にあります。二番目の写真につきましては、小中学生、自転車の交通利用者に窮屈な思いをさせてしまっているという状況です。一番下は、通学の状況の写真です。このように当工区は、国道107号唯一の未改良区間でして、車道幅員が5.5m未満です。そういうことで、大型車の交差が困難な幅員狭小区間となっております。区間死傷事故率は、1万台の車が1万km走ったときに起きる事故ということで、この区間は84件で県平均の約2倍の事故が起きているところです。このため、大型車のすれ違い困難となっている幅員狭小区間の解消や、急カーブもあり、線形不良区間の解消のため、2車線のバイパス整備を行うことで円滑な交通の確保、安全安心な生活空間の確保を図ることを目的とするものです。

評価の内容は、所管課の1次評価で、国道107号唯一の未改良区間であること、事故率が県平均の2倍であること、地域間交流・連携を支える重要路線であること、また、緊急輸送道路に指定されており防災計画上重要であること、費用便益比が1.58と高いこと、地域から要望があることなど、特に必要性、有効性、効率性、熟度の項目において高い評価点を得ております。総合評価といたしましては、優先度が高く事業を実施すべきと考えられ評価されています。

次に総合政策課長による2次評価と財政課長から意見をいただいております。その内容については、その2つとも事業の実施は妥当と判断されるが、歩道に関しては、現道や側道の活用を検討すべきであると指摘されております。その検討結果ですが、補足資料をご覧ください。計画されているバイパスの北側に写真にあるような市道があります。この市道を上の図のように歩道としてできるように、道路を北側に寄せるなど、道路の中心線の移動や高低差を検討し、現道の有効活用による事業のコスト縮減に努めたいと考えております。説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

河川砂防課 河川砂防課関係の事業についてご説明申し上げます。河川砂防課関係につきましては、河川改修1件、砂防関係事業として4件、海岸侵食事業として1件、あわせて6件となっておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

現在の整備率の状況をお話します。河川につきましては、大体45%くらいの整備率、海岸については56%、砂防については20数%となっております、決して高い数字ではありません。建設交通部としましては、重要施策として災害に強い県土づくりを掲げておりますので、今回はそういう観点から水害、土砂災害から守るべく事業の促進ということで、お諮りしておりますので、よろしくお願いたします。

始めに資料の建 - 新 - 4 をお願いたします。事業名は広域河川改修事で、河川改修斉内川です。位置として3枚目のカラー頁をお願いたします。位置的に斉内川と玉川の合流点から上流の2.7kmを今回計画したいということです。場所は、大仙市で長野地内の道の駅なかせんと隣接している区域でして、桜並木としても賑わいを見せているところです。

全体の事業として、事業期間は平成21年から平成30年までの10カ年です。事業費として33億円、事業概要は、河川改修2,700m、築堤工2,700m、護岸19,400㎡、鉄道橋梁1箇所と国道橋梁1箇所の架け替え工事があります。取水工が1基あります。

今回の事業を立案した背景としては、これまで10回近くの浸水被害がありまして、特に昭和30年の浸水被害は非常に大きなものがあります。過去を振り返りますと、10年に1回か2回程度の浸水被害が発生しており、その度に住民は大きな被害を被っている状況です。30年には1,527戸の家屋が浸水し、旧中仙町を飲み込むような大きな災害でした。このようなことから、県では地域の治水対策や水道水の水不足等の用水確保のために、当初は真木ダムの建設を計画しておりましたが、ダム建設着手にあたり、多くの費用が掛かることや、治水効果が発現する、完成までに長い時間が掛かるということなどにより、総合的に判断いたしまして、代替案の検討を実施するなかで、地元との調整を行いまして、平成18年3月に中止に至った経緯があります。

その中で今回の事業は、治水事業の一部ということで事業計画を行ってありまして、住民の皆様の総意もいただきまして、早急な治水対策を強く求められており、平成21年の新規事業として新たに要望をしているところです。

カラー頁の裏面をご覧ください。中央が斉内川です。上の方と下の方に紫色の部分がありますが、この区域が今回整備されると浸水被害を防止することが可能になる区域として計画しております。昭和30年に洪水の被害に遭った区域をこのような形で解消できるものとして整備を進めたいと考えております。

河川改修計画としては、点線で書いているのは現在の断面ですが、色づけしている部分のとおり河川の幅を約70mぐらいまで拡幅したり、必要に応じて河道を掘削することで対応したいと考えています。

1次評価等ですが、緊急性、必要性の評価をいただいておりますので、我々としては積極的に進めていきたいということで考えておりますのでよろしくお願いたします。この中で新規箇所選定会議での意見として、JR橋梁の費用負担が大分多いということで、全体が33億のうち16億ということで、コスト縮減について十分な調整をするよう意見をいただいております。なおJRさんとは



具体的な打合せをしておりませんので、これから新幹線ルートということも考慮しながら、色んな面でコスト縮減を行って導入を進めていきたいと考えております。概ね10力年で完成を図りたいと考えている箇所です。よろしく願いいたします。

次に建 - 新 - 5 の二古海岸です。海岸侵食対策事業の岩城海岸です。事業箇所としてカラー頁の裏側を見ていただきます。道川の道の駅がありますが、通称ワイングラス漁港と呼ばれておりますが、この漁港のある南側の方が岩城海岸の二古地区となりまして、300mの人工リーフの離岸堤を2基設置計画しているところです。今回の計画位置の、背後には二古集落があります。

事業名が、海岸侵食対策事業で、海岸事業、岩城海岸二古工区です。事業期間は、平成21年から平成28年の8年間で、総事業費は14億と書いてありますが、暫定施工を行いますので、全体は14億ですが当面の計画として7億とご理解いただきたいと思います。

この海岸につきましては、7号線と背後に集落、JR羽越本線が存在しておりまして、重要な交通施設が近傍に存在している箇所です。日本海側の冬期風浪や波の襲来によりまして、年々侵食が激しくなっております。その状況については、カラー頁をお願いします。左側で1948年の撮影と1984年、2004年の航空写真があります。赤い線が1948年で、現在が下の緑色の線です。年々約2m近くの侵食が進んでいます。このため、背後の二古地区の住民に対して越波や侵食等で被害が生じている状況になっております。年々激しくなっておりまして、今後50年間このままの状態にした場合で想定しますと、年間2mずつ侵食しますと単純に100mぐらいになりまして、想定侵食区域と赤線で囲ってある区域が侵食の被害を受けることになりまして、この対策として今回計画を立てました。

計画の断面として、(二古地区)と書いてある図面の左側に計画平面図があり、右側上が位置図、右下が計画断面図です。人工リーフの断面として約50mの全体計画で考えております。暫定計画といいますのは、暫定として左側の赤いところ、天端幅10.32ですが、当面はここのみを消波ブロックで施工いたしまして、ここの部分を暫定施工という形で当面の対策を考えております。天端部は景観を考慮して、水深マイナス2mのところを天端の高さとして計画を施工しております。現在県内9箇所でこのような離岸堤を整備していますが、全て暫定的な整備ということで安全確保を図っているところですので、当地区につきましてもこの形で進めてまいりたいと考えております。

事業評価と1次評価の結果ですが、事業内訳の暫定計画を見ていただきまして、当面7億の事業費で8年間で整備を進めてまいりたいと考えています。1次評価の必要性、緊急性を認めていただきながら、暫定的断面で施工するとして早期実現を図っていききたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

次に建 - 新 - 8 です。今回砂防事業は4箇所ありますが、いずれも今年の8

月、9月の豪雨で発生した箇所です。その中で事業費の大きい1箇所、寺田大沢地区につきましてご説明いたします。

事業名は砂防事業、寺田大沢地区です。箇所は由利本荘市です。位置的には由利本荘市と国道108号、由利高原鉄道沿線にあります土石流の危険溪流が集中した地区です。3枚目のカラー写真頁の左側に国道108号があり、中央には鳥海山麓線があります。その背後が今回提案している箇所です。沢が3本ありまして、黄色の線の部分ですが、一番下が一番長くなっています。真ん中と上と3箇所の砂防えん堤の整備を考えております。

事業期間は、平成21年から平成25年の5年間です。総事業費6.5億円、砂防えん堤工は3つの沢に一つずつの整備を計画しており、それぞれ堤長が91m、63m、63mの3基の砂防えん堤を整備し、あわせて床固工1箇所を整備する計画です。

この地域は、昨年8月の豪雨で土砂の流出が発生しまして、床下浸水の他、人家の脇の道路、高地などが土砂被害を被っています。流域内におきましても、溪岸浸食、沢の両側が削られるとか、山の土砂が削られるような、被害を助長するようなことが進んでおりまして、今後も雨が降ると土砂災害に襲われる危険性が高いということで、今回整備を計画しました。

これによりまして、土砂流が発生した場合でも家屋直撃や不特定多数の皆さんを被害から守るということを予測しながら計画を進めていきます。この整備によりまして、人家18戸・国道108号・由利高原鉄道・生活基盤の道路・避難所・公民館、その他工場や飲食店等もありますが、こちらにも効果を現すということで考えております。

当面は一番大きいところである、一番下の一番大きいところの大沢のえん堤を実施しまして、二番目として上のえん堤、三番目に寺沢川の真ん中のえん堤と整備を進めてまいりたいと考えています。

1次評価の中でも事業の緊急性、必要性は高いものと考えて提案しました。評価の中でも意見がございましたが、完成までに期間を要するというので、ソフト対策等についても十分配慮するようにということで、地元自治体の皆さんとも連携を取りながら十分な体制を図っていきたいと思います。以上が河川砂防課の概要です。よろしくご審議願います。

進藤委員長 ありがとうございます。ただ今、建設交通部所管の9件のうち5件について説明がありました。説明箇所に限定せず、建設交通部の諮問箇所に対して、何かご質問ございませんでしょうか。よろしく願いいたします。

高橋委員 建 - 新 - 1の横手本町の新規の道路工事について、私は横手市本町というのは、自分の生活圏に入っていますので、大変関心を持って聞きました。学校が集中している場所だということと、冬は豪雪地帯であり、かまくら会場のすぐそばです。冬の除雪、融雪機能整備も道路工事の視野に入れているのかを聞きたいです。雪を溶かすヒーター道路といいますが、そういうものも今可能だと

聞きますし、そういうこともこういう道路を造る場合、視野に入れているものか聞きたいです。

都市計画課 お答えいたします。この道路につきましては、流雪溝を設置する予定であります。地域の皆さんがそこへ雪を捨てられるということになりますので、冬対策として有効ではないかと考えています。

進藤委員長 高橋委員よろしいでしょうか。

高橋委員 わかりました。

進藤委員長 道路のことはよろしいでしょうか。ほ場整備の資料7頁に関連して、高橋委員から聞かれたことについてです。農道には広域農道とか色々ありますが、ほ場整備の場合は大きな道路のことではないのではと私は申しました。建設交通部所管と農林水産部所管の部分と別れると思いますが、高橋委員がおっしゃるのは、横手から角館に抜ける弾丸道路のような、清陵高校の脇を通る道路のようですが、そういうものは建設交通部で造られるのではないかと思ったりしています。その道路の区分といいますか、そういう質問がありましたので、お願いします。

農地整備課 7頁に載っている農道というのはあくまでも、ほ場の中の農道というイメージであります。議長がいわれる農道というのは、広域農道だとか、農免農道、そのような道路であり、横手の裏にあるのは農免農道です。横手の総合庁舎周辺にあるのも広域農道です。

進藤委員長 他にご意見、ご質問ありますでしょうか。佐藤委員どうぞ。

佐藤委員 齊内川の件で教えていただきたいのですが、国交省の方で現在新しい雄物川の河川整備計画を策定中です。齊内川を拝見しますと、掘削と引き堤で河積を広げようという感じの考え方に対し、玉川は計画高水流量そのままやろうという国交省の計画だったかと思いますが、その辺のすり合わせのようなものは、今回この事業ではあるのでしょうか。

河川砂防課 図面で見させていただきますと、左側の部分が玉川との合流点になりますので、この辺の堤防の調整とかその辺は今後、直轄とあわせて考えていきたいと思っています。齊内川も当面としましては、20年確率の断面計画でやっていまして、将来的には上流に貯水池等も考えまして、50分の1の考え方でいきたいと思っています。

佐藤委員 もう一つですが、B/Cの出し方でベネフィットを出す場合に、公園・宅地

・道路などの対象別に計算の方法が示されているかと思います。今回拝見しますと、事故が減る、時間が短くなるをとり上げてベネフィットを出されています。今回このベネフィットを出す手法は何をお使いになったでしょうか。

都市計画課 都市計画課からお答えします。どういうやり方をするかということにつきましては、国土交通省で定めたマニュアルがありますので、それに基づいて都市計画道路の場合はやっています。便益の中でも走行時間の短縮便益とか、走行費用が減少する便益、交通事故減少便益、この3つを指標として、この3つを使ってB/Cを出しています。

佐藤委員 これには様々な方法がありまして、例えば秋田市の場合ですと近くに道路を造ろうとした場合、秋田は地価が下落しておりまして、造ってしまうとかえってマイナスになってしまうということで困っているという話も聞いたことがあります。横手の場合ですとバス道路が出来ることにより便益が増えるのではないかと、地価が上昇という効果もありますし、単純にB/Cを上げるというためではないのですが、その辺もなるべく多くのメリットを取り上げれば、より説得力のある結果が出るのではないかと思います。

都市計画課 ありがとうございます。そういったところも見ながら対応していきたいと思えます。

進藤委員長 他にございませんか。松橋委員お願いします。

松橋委員 建 - 新 - 3の横手市大沢の道路の件ですが、こちらの総合政策課長の評価と財政課長の評価で改善して選定ということで、既存の市道とかを歩道として活用するということでしたが、歩道として使える市道というのが、道路とどれくらいの距離を平行して走っているものなのか、その使える長さがどれくらいのものなのかということと、そこを歩道にすることによってどれくらいのコストが削減できるのか、こちらの調書の中にある予算事業内容にそれが表れているものなのか、これから変わるものなのか、教えていただきたいと思えます。

道路課 市道ですが、バイパスの全長が約1,690mということで、市道が計画道路に平行して走っているところが約500mあります。約3分の1についてはそういう利用が可能だと思っています。経費のコスト縮減分ではありますが、この分で概ね2億程度の縮減が可能かと思っております。その縮減分につきましては、全体事業費21億の中には含まれておりません。今後事業費内訳事業内容ということで平成21年度、内容として路線測量、道路詳細設計等がありますので、この中で検討した上で具体の計画を立てていきたいという状況です。

進藤委員長 よろしいでしょうか。長谷川委員お願いします。

長谷川委員 事故とか災害とかあって、災害は忘れた頃にやってくるということで、いつ何時あるかわかりません。全体的な事業計画があると思いますが、そういう時には、計画されたものでなくても災害が起きた時は、対処していただけるのかお聞きしたいです。

河川砂防課 災害ということで、河川の災害とか、一般的に土砂崩れ、崖崩れ、緊急の豪雨になった場合にどうするかというお話だと思って回答いたします。そういう場合に今回、岩手宮城内陸地震とか、昨年も阿仁川の水害等ございまして、そういう場合には直ちに災害復旧工事、災害査定ということで新たに災害が起きたところを元通りに直すという事業もありますので、そういうことで対応して今までやってきましたので、これからもそういう形で対応したいと考えております。

進藤委員長 他にどなたか。片野委員お願いします。

片野委員 熟度の記載ですが、要望書が出ているという記載があります。要望書が出ているというのは、具体的な根拠としてあげられると思いますが、要望が非常に高いという記載もあります。要望が非常に高いという場合は、どのような情報を根拠として要望が高いというような表現になるのでしょうか。その辺をうかがいます。

進藤委員長 熟度に関する質問ですが、どなたか。

河川砂防課 私の方で先程ご説明しました、齊内川も要望の熟度が非常に高いとお話しましたが、齊内川につきましては、これまでも災害が発生しており、その対応として真木ダムの計画もありましたので、その代替案としての計画でもあり、水害から守る施設については地元の方から要望を再三いただいておりますので、そういうところから非常に高いという言い方をしております。これまでの流れも含めてそのような判断をしております。

進藤委員長 委員よろしいでしょうか。

片野委員 具体的に判断するところの材料、市町村の議会であがってきているとか、具体的な根拠というものがあるのでしょうか。

道 路 課 道路の方からお話させていただきますと、大沢工区の改築につきましては、平成17年7月1日県の本会議におきまして、請願書が採択されているということで、そういうものが出ておりますのでそういう意味で地元の要望があるし、それに基づいて地元との話し合いによって要望が出て来ていて、事業に対して

の協力もやぶさかでないというお話もありましたので、そういう意味で熟度が熱しているというのが、大沢工区については判断しております。

都市計画課 都市計画道路ですが、本文に記載の通り横手市長から長期整備の要望書が具体的に提出されております。ここまできるとあっても、色々調整しながら市の方でも隣接する区間を実施するというので、十分市とも調整しているということです。

進藤委員長 県 - 新 - 3 の 1 頁裏の熟度の平成17年7月1日の本会議において請願書が採択されているというのは県議会という意味ですよ。他にご意見ございませんか。

今回のご説明を聞いていると、県の公共事業というのは災害復旧も含めてきめ細かく、かゆいところに手が届くと言いますか、当然と言えば当然ですが、大事なことをタイムリーに、予算の制限はありますが、直さなければならないところが沢山ある中で優先順位もあるのでしょうか、緊急を要するもの、長期的に長期計画でやっているものと色々ありますが、大事な事業が多いなと今回は特に感じました。

端 委 員 県 - 新 - 4 で齊内川の河川改修を拝見しましたら、随分頻繁に被害が起きていて、むしろどうしてここまで放っておいたのかというぐらいに感じました。実際これまで対策はとってこられなかったということでしょうか。それとも何かとってきたけれども更にきちんとするためにということでしょうか。そのあたりが見えなかったものですから、過去の対策について教えていただきたいと思います。

進藤委員長 ダムの説明もありましたが、そういう絡みもあったでしょうし、普段見ている分には随分おとなしい川だなと思っていましたが、山が近いせいか一気に水が増えると思いますが、ご回答できる部分があればお願いします。

河川砂防課 これまでも事業を実施しておりまして、資料が見にくかったかもしれませんが、昭和25年から昭和28年について現在計画しているあたり約8kmくらいを、洲ざらいとかそういう形でやってきております。その上流側、源流のようなどころになります。そちらの方も砂防事業、洲ざらいとか河床を掘り下げるとか、そういう形で昭和53年から平成8年までもやってはきております。そういうことも含めまして、大分被害が多くなっていますので、ダムの話は申し上げませんが、今回本格的に治水対策ということで、堤防のかさ上げから、下の方を掘るということを本格的に実施するというので計画しました。

進藤委員長 立川委員何かありませんでしょうか。特になければよろしいですが。佐藤委員お願いします。

佐藤委員 一つお願いという形ですが、表を拝見しまして、あいまいな表現に対してなぜ点数がつくのか良く分からない点があります。できれば、どこを評価してこれは何点、どういった記述があればそれを何点というような、一例か二例程度でいいですので、県の方で考えている基準のようなものをお示しいただければと思います。公共事業の透明性を図る上でもそのような対応をお考えいただければ幸いです。

進藤委員長 意見として参考にしていただければと思います。大変細かいことですが、個人的には今日の箇所は全部知っている場所と言いますか、生まれたところとか、通ったところとか、遊びに行ったところとか、全部わかるので非常に分かり易かったのですが、農林水産部と建設交通部では違うのでしょうか、例えば齊内川について、箇所名大仙市とあって開いていけば地図もあるし全てあるので文章も事業の立案に至る背景とか、どこを見ても全部読んでいけば順次分かっていきますが、場所が山とか海岸とか、違うので農政部のようにはいかないと思いますが、路線名等で齊内川と書いていますが、初めて聞く名前だし、大仙市中仙、長野というあたりまでもここに書いてならないのであれば書く必要はありませんが、書けるものであれば以下同じで書いておいてもらえれば、上小阿仁村のどこなのか、上小阿仁村であれば一つで分かりますが、そんな気がしています。委員が見る場合にです。見本としては農林水産部の大仙市協和峰吉川と随分詳しく書いていますが、そういう形で箇所名のところに表記を、地区名ぐらいまで書いてもらえれば良いと思いました。他に意見がないとすれば、立川委員よろしいでしょうか。

立川委員 一つ教えていただきたいのですが、先程の説明の最後に建 - 新 - 8 でご説明いただいた、ソフト対策も同時に進めていくというお話がありましたが、砂防事業の中でハードの対策と同時に今後ソフト対策が重要になってくるかと思いますが、具体的にはどういう対策なのかということと、今後ソフト対策も公共事業の一環として進めていくというお考えなのか教えていただきたいと思います。

河川砂防課 ご説明いたします。今ハザードマップを作っているところでして、できたところとできていないところがありますが、皆さんに危険地域を知らしめるために、できたものについてはホームページでご紹介させていただいたりしていますので、特に先程申し上げた地区についても、現在作成を進めておりまして、皆さんにそのような形で注意を促すような県の資料を作成していきたいと考えています。

また、一つとして色んな土砂災害対策ということで、避難勧告等に対応する私共の情報として流すのも一つあります。色んな面で避難場所、公共施設の避難場所等も含めた形の案内等も作成して皆さんに知らしめておりますので、そ

れを今後もっと広めていきたいということで、現在作業を進めているところで  
す。

進藤委員長 ありがとうございます。立川委員よろしいでしょうか。本日は色々な質問、  
色々な観点からの質問、貴重な意見を各委員から頂戴いたしました。出された  
意見を可能な限り参考にして今後の公共事業の推進に役立てていただきたいと  
思います。意見が出揃ったということで、委員会としての意見集約をしたいと  
思います。冒頭ありました県知事からの諮問に答えるという形で県の対応方針  
を「可」とするものとして決定してよろしいでしょうか。もしご異議がなけれ  
ば県の対応方針を「可」とするものとして本委員会で決定したいと思います。  
以上で本日の審議は終わりたいと思います。どうも長時間にわたりましてご協  
力ありがとうございました。お疲れ様でした。

司 会 ありがとうございます。進藤委員長におかれましては、長時間にわたる議事  
進行ありがとうございました。その他としまして、事務局の方から次回の開催  
予定等について説明させていただきます。昨年度、第2回の委員会は、9月25  
日に開催しております。今年度につきましては、9月の定例県議会等の会期と  
の兼ね合いもありますので、これから日程等を調整させていただきますが、概  
ね9月下旬から10月中旬の範囲で行いたいと考えておりますので、よろしくお  
願いいいたします。また、本日の議事録につきましては、事務局で案を作成し、  
委員の方々にご確認していただいた上で、その内容を確定しまして、県のホー  
ムページで掲載させていただきたいと考えております。それでは、これをもち  
まして本日の委員会を終了いたします。ありがとうございました。